



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

489	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
490	〃	(〃).....	1
491	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
492	〃	(〃).....	2
493	救急病院の認定	(医務課).....	2
494	〃	(〃).....	2
495	昭和37年和歌山県告示第511号（和歌山県主要農作物採種事業実施要領）の廃止	(果樹園芸課).....	3
496	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港振興課).....	3
497	勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	4
498	和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃).....	8
○ 公告			
	入札公告	(警察本部).....	10
	〃	(〃).....	13
○ 監査公表			
	監査公表第11号	 16

告 示

和歌山県告示第489号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051600272	放課後等デイサービスポッポ	有田郡広川町広1500（広川町保健福祉センター内2階）	放課後等デイサービス	社会福祉法人ささゆり福祉会	有田郡広川町山本1521番地4	令和2.4.1

和歌山県告示第490号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051700 247	サンパル	紀の川市粉河4164番地2	放課後等デイサービス	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168番地	令和 2.4.1

和歌山県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011310 228	暮らし応援センターシアフル	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	自立生活援助	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	令和 2.4.1

和歌山県告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011700 931	サンパル	紀の川市粉河4164番地2	生活介護	特定なし	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168番地	令和 2.4.1

和歌山県告示第493号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 公立那賀病院
- 2 所在地 紀の川市打田1282
- 3 有効期限 令和5年3月31日

和歌山県告示第494号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会医療法人博寿会山本病院
- 2 所在地 橋本市東家六丁目7番26号
- 3 有効期限 令和5年3月31日

和歌山県告示第495号

昭和37年和歌山県告示第511号（和歌山県主要農作物採種事業実施要領）は、廃止する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第496号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び白浜町役場に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 井澗誠

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2251番6の地先公有水面（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）

(2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点のうち1の地点から19の地点までを順次に結んだ線及び19の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から233度10分46秒 507.67mの地点
- 2の地点 1の地点から95度02分19秒 27.62mの地点
- 3の地点 2の地点から96度06分31秒 8.05mの地点
- 4の地点 3の地点から98度24分01秒 6.09mの地点
- 5の地点 4の地点から102度34分48秒 6.11mの地点
- 6の地点 5の地点から107度18分47秒 6.13mの地点
- 7の地点 6の地点から113度00分53秒 6.08mの地点
- 8の地点 7の地点から116度04分02秒 3.42mの地点
- 9の地点 8の地点から118度55分39秒 6.02mの地点
- 10の地点 9の地点から121度03分28秒 6.05mの地点
- 11の地点 10の地点から121度56分31秒 40.13mの地点
- 12の地点 11の地点から123度31分01秒 6.05mの地点
- 13の地点 12の地点から125度09分51秒 6.08mの地点
- 14の地点 13の地点から128度58分04秒 6.40mの地点
- 15の地点 14の地点から300度55分12秒 36.15mの地点
- 16の地点 15の地点から298度30分34秒 38.58mの地点
- 17の地点 16の地点から289度17分19秒 10.47mの地点
- 18の地点 17の地点から282度38分51秒 8.96mの地点

19の地点 18の地点から276度44分33秒 35.11mの地点

(3) 面積

345.06㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2251番3、2251番6及び2271番8の地内並びに2251番3、2251番6及び2271番8の地先公有水面（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）

(2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点を順次に結んだ線及びチの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

イの地点 基点から237度33分59秒 507.53mの地点

ロの地点 イの地点から96度42分23秒 80.49mの地点

ハの地点 ロの地点から121度59分04秒 112.39mの地点

ニの地点 ハの地点から145度29分24秒 19.61mの地点

ホの地点 ニの地点から235度41分40秒 34.33mの地点

への地点 ホの地点から324度50分25秒 22.42mの地点

トの地点 への地点から298度49分51秒 86.80mの地点

チの地点 トの地点から277度41分00秒 74.22mの地点

(3) 面積

6,772.80㎡

4 埋立地の用途

道路施設用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和元年12月10日

和歌山県告示第497号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年4月3日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間運用のWEBアプリケーションシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

（ウ）（ア）に掲げる業務について、1,250人以上又は15拠点以上から接続するシステムを構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、機器賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経

- 過していないもの)
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については機器賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害

発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年4月3日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月3日（金）から同月21日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

令和2年4月7日（火）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和2年4月3日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和2年4月24日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年5月8日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和2年5月18日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年5月20日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第498号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年4月3日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、汎用コンピュータについて、現地保守（修理を含む。）に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとする。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年4月3日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月3日（金）から同月21日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

令和2年4月7日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和2年4月3日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和2年4月24日（金）午後5時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年5月8日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、令和2年5月18日（月）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年5月20日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和2年度から令和7年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量
勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務 一式
- (3) 履行期間
ア 勤務管理システム構築委託業務
契約日から令和3年3月31日までの間
イ 勤務管理システム機器賃貸借業務
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等
勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第497号に規定する勤務管理システム構築委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0560
- (2) 期間
令和2年4月3日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月3日（金）から同月21日（火）までの間に警務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

令和2年4月7日（火）午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和2年5月21日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月20日（水）午後5時までに警務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Wakayama Prefectural Police Work Management System and equipment lease

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Thursday 21 May 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 20 May 2020)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110

FAX: 073-423-0120

入札公告

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和6年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務 一式

(3) 賃貸借期間

令和3年3月1日から令和7年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第498号に規定する和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

令和2年4月3日（金）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月3日（金）から同月21日（火）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

令和2年4月7日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和2年5月21日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月20日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額（月額）に48を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（月額の金額に48を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Wakayama Prefectural Police General Purpose Computer

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 21 May 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 20 May 2020)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110

FAX: 073-423-0120

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年2月12日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月3日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人開智中学校・高等学校	令和2年2月12日
学校法人本願寺学園	〃
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	〃
和歌山商工会議所	〃
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益社団法人畜産協会わかやま	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県文化財センター	〃
特定非営利活動法人和歌山IT教育機構 （和歌山県立情報交流センター指定管理者）	〃
一般財団法人和歌山県交通安全協会 （和歌山交通公園指定管理者）	〃
特定非営利活動法人わかやまNPOセンター （和歌山県NPOサポートセンター指定管理者）	〃
一般社団法人和歌山県歯科医師会 （和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者）	〃
特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部	〃

(和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森指定管理者) TSAグループ	”
(秋葉山公園県民水泳場指定管理者) 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ	”
(和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）指定管理者) 株式会社マリンルームオオタ	”
(和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）指定管理者) 有限会社ベイサイド和歌浦	”
(和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者) 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団	”
(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエール及び武道・体育センター 和歌山ビッグウェーブ指定管理者)	”

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

(ア) 生活福祉資金貸付金の未償還金については、平成30年度末で約1億7,352万円となっており、前年度に比し約588万円増加している。

今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未償還金の早期整理に努められたい。

(イ) 臨時特例つなぎ資金貸付金の未償還金については、平成30年度末で約339万円となっており、前年度に比し約4万円減少している。

今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未償還金の早期整理に努められたい。

イ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 契約保証金の免除において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 新生児搬送車運行業務委託について、契約実績の規模を確認していなかった。

b 契約保証金の免除申請において、契約実績の規模の要件を満たしていないものを契約実績としていた。

(ウ) 診療費（患者負担分）の未収金については、平成30年度末で附属病院本院で約1億957万円、紀北分院で約603万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約2,193万円、紀北分院で約291万円それぞれ増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(エ) 転居に伴う通勤手当において、認定月を誤っている事例があったので適正に処理されたい。

ウ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成30年度末で約1億7,916万円となっており、前年度末に比し約364万円減少したが、依然として多額である。

引き続き未収金の回収に向け努力されたい。

エ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 平成30年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の販売に努められたい。

(イ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の未収金については、平成30年度末で約9,845万円となっており、前年度末に比し約15万円減少した。

今後も、県（建築住宅課）及び委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。

(ウ) 県営住宅使用料等の収納業務委託において、協定書に定める事務処理が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

(和歌山県NPOサポートセンター)

(ア) 利用者から徴収した消耗品経費の収入において、機器利用料収入に係る総勘定元帳の補助簿上の徴収額と現金残高が一致しない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 指定管理業務以外の経費を指定管理料から支出している事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 指定管理業務に係る収支報告書において、金額を誤って計上している事例があったので、適正に処理されたい。

所管課に対する注意事項

和歌山県NPOサポートセンターにおいて、指定管理業務に係る経理が適切に行われていない事例があったので、指定管理者に対し、当該センターの管理の適正を期するために必要な指示を行われたい。

カ 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

(和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森)

職員の給与の支払について、一定の期日を定めて支払われていなかったため、適正に処理されたい。

キ TSAグループ

(秋葉山公園県民水泳場)

物品の管理について、指定管理に関する基本協定書で定められた物品管理簿を備えず、また、物品の購入についても県に報告していなかったため、適正に処理されたい。

ク 株式会社マリールームオオタ

(和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ))

(ア) 指定管理者が行うマリーナの維持管理に関する業務において、協定書に定める小規模な修繕を行っていない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 自主事業の実施において、事業計画書や事業報告書に記載していない事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 和歌山マリーナ南側駐車場使用料徴収業務について、証拠書類としての自動現金徴収機による徴収記録が保存されていなかったため、適正に処理されたい。

所管課に対する注意事項

(ア) 和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)において、協定書に定める指定管理業務が適切に行われていない事例があったため、指定管理者に対し、マリーナの管理の適正を期するために必要な指示を行われたい。

(イ) 県有備品の貸与について、協定書に定める貸与物品と貸付決定した物品に相違があったため、適正に処理されたい。

ケ 有限会社ベイサイド和歌浦

(和歌浦漁港指定漁港施設)

(ア) 指定管理者が行う維持管理に関する業務において、協定書に定める保守点検を行っていない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 県が貸与している物品について、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づく物品管理簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。

所管課に対する注意事項

和歌浦漁港指定漁港施設において、協定書に定める指定管理業務が適切に行われていない事例が

あったので、指定管理者に対し、指定漁港施設の管理の適正を期するために必要な指示を行われたい。

コ 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエール及び武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ）

（ア）吸収式冷温水機保守点検業務委託に係る検査調書について、次の不適切な事務処理が行われていたので、適正に処理されたい。

- a 契約金額が誤っていた。
- b 検査年月日及び作成日が誤っていた。

（イ）ばい煙測定業務委託について、支払が遅延していたので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

(5) 監査委員の除斥

和歌山県住宅供給公社の監査において、監査対象期間中に同公社役員であった中西峰雄委員及び監査実施時に同公社役員である堀龍雄委員について、公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団の監査において、監査対象期間中に同財団役員であった保田栄一委員について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。